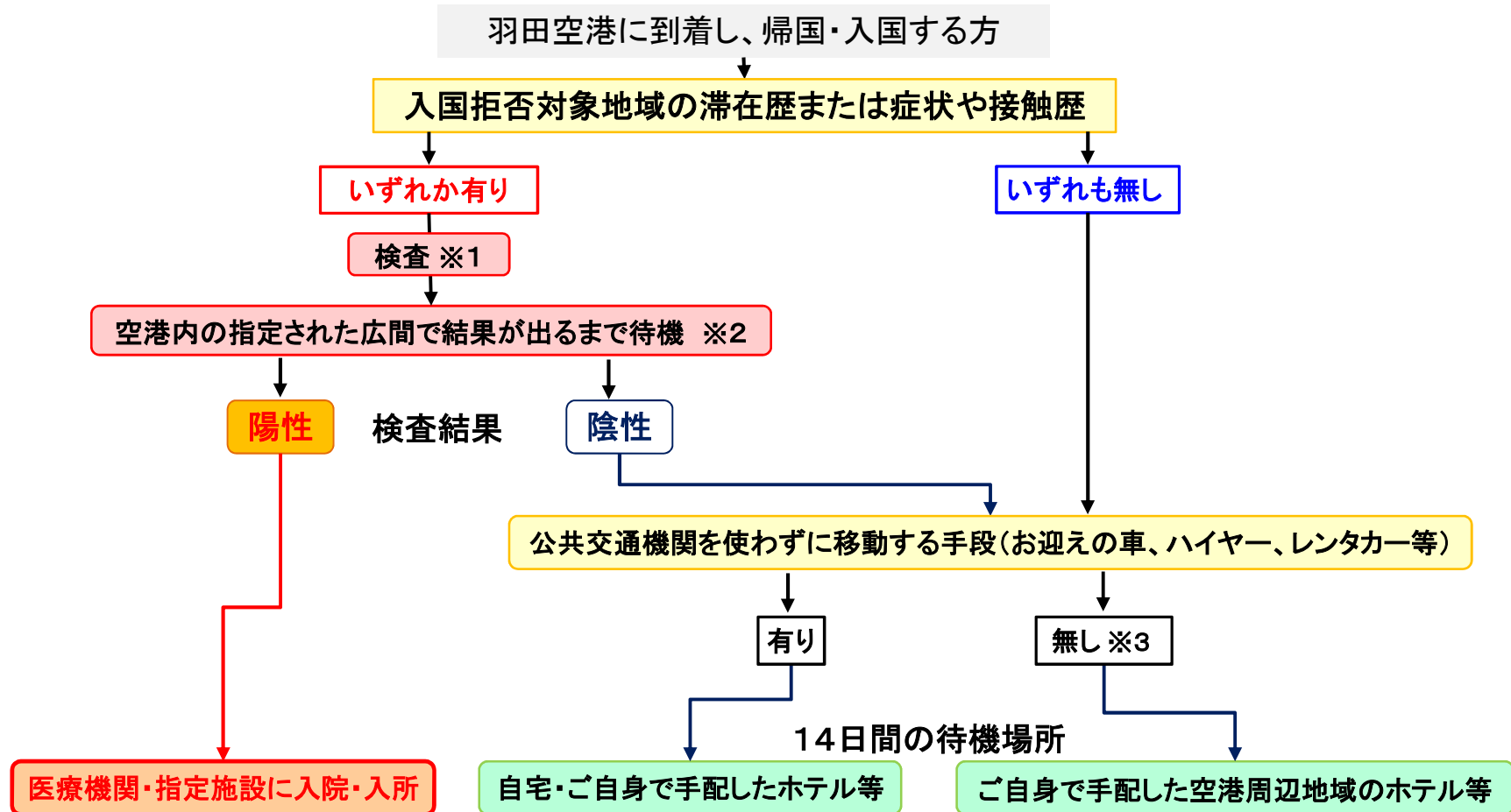


東京国際空港(羽田空港)における入国時の検疫手続きについて

- 全ての国・地域から入国される方: 入国日の翌日から起算して14日間は公共交通機関を使用しないこと、自宅等での待機を検疫所から要請
(新型コロナウイルス感染症の性質を考慮し、検査結果が陰性でもこの要請は上記の期間続きます。)
- 入管法に基づく入国拒否対象地域の滞在歴(14日以内)がある方・入国時に症状がある等で検疫所が必要と判断した方
⇒ 新型コロナウイルスの検査を実施



※1 お渡しする容器に唾液を出していただき、検査を行います。唾液排出の困難な方などでは鼻咽頭ぬぐい液を採取します。

※2 検査開始から結果判明までは、平均およそ2~3時間を要しております(7月29日現在)。再検査が必要になり、待機時間が長くなることがあります。到着便数・搭乗者数によって日々の状況が変動するため、事前にお問い合わせいただいても、具体的な時間はお答えすることはできませんのでご了承ください。公共交通機関を使わずに帰宅する手段のある方は、待機している間にご自身で手配を進めていただいています。

※3 空港周辺~蒲田、川崎、品川駅周辺までに限り、検疫所が周回バスを運行しています(7月29日現在)。詳細は待機中にご確認下さい。